

## 史料紹介・翻刻

### 明治二十年「南會津郡 民度区域取調」と

### その作成に関わる史料

## 川口 洋

### はじめに

本稿では、「明治二十年七月、一種庶第二号、民度區畫調上申綴庶務課」(福島県歴史資料館所蔵、明治・大正期福島県庁文書、資料番号・一〇五九)に合綴されている「南會津、北會津、耶麻、大沼、河沼 民度區域調 第一部庶務課」のうち、「南會津郡 民度區域取調」とその作成に関わる史料を紹介、翻刻する。人口回復・増加が本格化した明治中期の南會津郡における社会経済的状況の理解を深めるために、日常生活の諸相、末端消費・最終需要、生産活動、労働需要、および人口構造の特徴を史料から読み取ってみたい。

「民度區畫調上申綴」と「東白川、石川、田村、菊田、磐前、磐城、檜葉、行方、標葉、宇多 民度區域調 第一部庶務課」(福島県

明治二十年「南會津郡 民度区域取調」とその作成に関わる史料

歴史資料館所蔵、明治・大正期福島県庁文書、資料番号・一〇五八)

に合綴されている各郡長から福島縣に進達された民度区域調は、明治二十(一八八七)年九月八日に福島縣知事・折田平内が各郡長に令達した「訓令庶秘第二號」に指示された項目に準拠して作成された。すなわち、管下の郡を数区に地域区分して、区域ごとに、気候、地形、耕地宅地、町村戸口地租、風俗生計、物産、職業、学事、宗教、物価、衛生、犯罪、諸税及協議費、および雑件の十四項目にわたる報告文に、各郡の農産物・水産物収穫表、諸物価・諸職工賃表、輸出入品高及び全額表を加えた構成に統一されている。

各郡長から進達された民度區域調は、近代化・産業化が始動した明治中期の福島縣における民衆の日常生活を活写した第一級の地誌とみとめられる。とくに、風俗生計と雑件の両項目は、郡役所役人の視線で社会階層別の衣食住を含む日常生活を描いた他に類例を見ない史料である。風俗生計の項には、生計費、常用衣服、晴着、曆、常食物、講、自家用酒造戸数、家屋、日用品の流通、県会議員の有権者数、および徴兵状況が、雑件の項には、出稼ぎ、生活時間、夜業、休日、および習俗などが生き生きと描かれている。

「南會津郡 民度区域取調」を明治二十年十月五日に福島縣に進達した長澤惟和は、明治十九(一八八六)年十月十日から明治二十年十月二十五日まで、南會津郡長を務めた(南會津郡役所、一九一四・三六頁)。惟和は、天保十四(一八四三)年十二月二五

日、庄内藩中老・松平権右衛門親敏の次男として鶴岡で生まれ、山形県西村山郡長、東田川郡長、西田川郡長を歴任したのち、南會津郡長を経て、石川郡長に転じた（庄内人名辞典刊行会、一九八六・四九五頁）。

翻刻にあたり、史料二「南會津郡 民度区畫見込」については、田島町史編纂委員会（一九七九・四〇七・四〇八頁）と南郷村史編さん委員会（一九八三・二一〇・二一一頁）の翻刻案を、史料四「南會津郡 民度区域取調」については、南會津町村史連絡会（一九九二）の翻刻案を参考にした。

### 一 史料の作成過程

明治二十（一八八七）年七月四日、福島縣第一部長・永峰彌吉は庶務課長・沼澤七郎が起案した「一庶第二九七号」を各郡長に送達して、所轄の郡を数区に区分する「民度区畫見込」を七月二十日までに提出するよう求めた。「過般御参廳ノ節、御面談申置候各郡へ民度取調候ニ付テハ」とあるため、「一庶第二九七号按（史料一）」作成に先立って、福島縣廳で行われた第一部長と各郡長との面談を契機に、各郡は民度取調に着手したとみられる（表1）。

「一庶第二九七号」を受けて、七月十四日に南會津郡長・長澤惟和は、「南會津郡 民度区畫見込（史料二）」を第一部長に回答した。

すなわち、「貧富の差、教育の進度及人民ノ風俗」にもとづいて、南會津郡を駒戸峠、七ヶ森嶽、中山峠を境として、東部（上郷と下郷）と西部（伊北郷、伊南郷、立岩郷）に二分した。東部は阿賀野川上流の大川、檜沢川、荒海川の流域に、西部は阿賀野川上流の只見川、伊南川、館岩川の流域に当たる。江戸時代から明治時代初期まで、東部は南山御蔵入領の小出組、弥五島組、橋原組、松川組、田島組、高野組、川嶋組の一部に、西部は南山御蔵入領の黒谷組、和泉田組、古町組、熨斗戸組に所属していた。

九月八日に福島縣知事・折田平内は、「訓令庶秘第二號（史料三）」を各郡長に令達して、九月三十日までに民度区域を別添項目に準拠して差し出すよう求めた。緒言には、「今吾縣内民度ノ區域ヲ査定セントス

表1 「南會津郡 民度区域取調」の作成過程

年月日	事項
明治20年6月下旬から7月上旬か?	福島縣第一部長・永峰彌吉と各郡長、福島縣廳で民度取調について面談。
明治20年7月4日	福島縣庶務課長・沼澤七郎、7月20日までに民度区畫見込の差出を各郡長に求める「一庶第二九七号按伺（史料一）」を起案。同日付で、第一部長が各郡長に送達。
明治20年7月14日	南會津郡長・長澤惟和、第一部長に「南會津郡 民度区畫見込（史料二）」を回答。
明治20年9月8日	福島縣知事・折田平内、9月30日までに民度区域調の差出を各郡長に求める「訓令庶秘第二號（史料三）」を令達。
明治20年10月5日	南會津郡長、福島縣知事に「南會津郡 民度区域取調（史料四）」を送達。

ル。郡以テ之ヲ分タン歟、猶廣漠ニ失スルノ憂アリ。町村以テ之ヲ別タン歟、猶煩碎ニ失スルノ患アリ。當此憂患アルノミナラス、復之カ實際ニ適セサルモノアルヲ如何セン。故ニ先ツ各郡ニ就キ、物産ト民情トヲ察シ、固有ノ形勢自然ノ成立ニ從テ、適宜ニ二部若クハ三部ニ分割シ、假リニ民度ノ區域トナシ、政策施行ノ参考ニ備ヘントス」と、民度区域調の目的が示されている。民度区域調は、明治十一（一八七八）年に制定された郡区町村編成法にもとづく地方制度から町村制への移行過程で実施された調査の一つと思われる（南会津町村史編纂連絡会、一九九二・三六頁）。緒言に続いて調査項目が詳細に説明されており、これに準拠して「南会津郡 民度区域取調」も作成された。

「訓令庶秘第二號」を受けて、十月五日に南会津郡長は、「南会津郡 民度区域取調（史料四）」を福島縣知事に進達した。本史料は、縦二六cm、横三六cmの縦帳で、朱色で罫線と用紙の中央下部に「福島縣南会津郡役所」と刷られた四五丁の和紙から構成されている。統計数値は明治十九年の事実にもとづき、現在数は同年十二月末日の調査結果が記録されている。

## 二 日常生活の諸相

「南会津郡 民度区域取調」風俗生計の項目によれば、一年間の

明治二十年「南会津郡 民度区域取調」とその作成に関わる史料

表2 明治19（1886）年の南会津郡東部における衣食住

社会階層	上等	中等	下等
生計費	250 円	100 円	70 円
常用衣服	綿衣	綿衣の古着	綿衣または麻衣
食物（1日3食）	米飯	米に粟または根菜の混炊	粟麦芋菜葉の雑炊、蕎麦粉の焼餅、馬鈴薯芋
家屋（建坪）	80 坪	40 坪	20 坪
屋根	萱葺	萱葺	萱葺
1カ月の借家料賃貸	3 円	1 円	40 銭
新築一坪の費用	5 円	3 円	1 円 80 銭

史料)「南会津郡 民度区域取調」(福島県歴史資料館所蔵「明治二十年七月、一種庶第二号、民度區畫調上申綴庶務課」明治・大正期福島県庁文書、資料番号：1059、所収)

表3 明治19（1886）年の南会津郡西部における衣食住

社会階層	上等	中等	下等
生計費	200 円	90 円	60 円
常用衣服	綿衣	綿衣の古着および麻衣	中等と性質同じ、品格頗る粗悪。
食物（1日3食）	米飯	米粟または根菜の混炊	粟麦芋菜葉の混炊、蕎麦粉の焼餅は上位、馬鈴薯、玉蜀黍、夏秋は桃、栗、青豆等を以て生活するものあり。
家屋（建坪）	70 坪	40 坪	30 坪
屋根	萱葺	萱葺	萱葺
1カ月の借家料賃貸	2 円	1 円	30 銭
新築一坪の費用	4 円 50 銭	2 円 80 銭	1 円 70 銭

史料)「南会津郡 民度区域取調」(福島県歴史資料館所蔵「明治二十年七月、一種庶第二号、民度區畫調上申綴庶務課」明治・大正期福島県庁文書、資料番号：1059、所収)

生活費、常用衣服の素材、食物、家屋規模などに大きな階層間格差がみられた(表2、3)。史料に記録されることが極めて稀な食物についても、東部西部ともに、上層が一日三食とも米飯であったのに対して、中層は米に粟または根菜の混炊、下層は粟、麦、芋、菜葉の雑炊、蕎麦粉の焼餅、馬鈴薯、玉蜀黍などと記録されている。

「民度区域取調」に先立って南會津郡長から福島縣第一部長に回答された「南會津郡 民度区畫見込(史料二)」には、西部の南端に位置する立岩郷について、「下野國界ニ接シ地勢水利ニ乏シク、概ネ玉蜀黍、粟、稗、麦、蕪、桃等ヲ食シ、近國無比ノ寒境ナリ」と報告されている。西部内にあっても、食物の地域差は著しかった。

耕宅地の項目には、東部で「部内ノ收穫米ハ部内人民ノ常食ニ足ラスシテ、其不足ハ若松地方ヨリ輸入ス」、西部で「部内ノ收穫米ハ部内人民ノ常食ニ足ラスシテ、其不足ハ若松地方ヨリ本郡東部ヲ經テ輸入ス」と報告されている。江戸時代以来、南會津郡では、不足する飯米を会津盆地から移入していた。なお、東部の俵は、三斗または四斗人であったが、西部の俵は五斗人であった。

耕宅地の項目で、東部における畑作物は、「麦ハ大麦ヲ作ルモノ多シト雖トモ、畑作中最モ多ク耕作スルハ蕎麦、大豆、粟等ナリ。麦ハ部内ノ食糧トナスノミ。他ニ輸出セス」、西部では「麦ヲ耕作スルモノ少ナシ。之レ積雪深クシテ麦苗ノ腐敗スル事多キニヨル。多ク畑作トナスハ蕎麦、大豆、粟等ナリ。皆部内ノ食料トナスノ

ミ。他ニ輸出セス」と報告されている。粟、蕎麦、大豆、麦は、中下層の食物となった。一方、物価の項目には、「大根野菜ノ賣買極メテ稀ナリ」(東部)、「野菜ノ賣買ナシ」(西部)とある。

風俗生計の項目によれば、恵比寿講を行うのは商家と金満家に限られており、日待を行うのは「中等ノ中以上」であった。壮年男性は、山の神講、馬つくらい、二百十日の前祭、天狗祭で飲食した。男性が参加する講には、明瞭な階層間格差がみられた。婦女子の参加する講には、地蔵講、観音講があった。本史料の執筆者である郡役所役人は、「概スルニ名ヲ神仏ニ俵リ、各自ノ食欲ヲ飽カシムル事恰モ都會ノ地ニテ青年輩カ、名ヲ親睦懇親ニ俵リテ酒宴ニ酔ルニ異ナラス」と、講を手厳しく評価している。

地租を五円以上納める二十歳以上の男性が有権者となる県會議員選挙権を持つ者は、東部で四〇一人、西部で一二五人であり、地租を十円以上納める二五歳以上の男性が有権者となる県會議員被選挙権を持つ者は、東部で三五人、西部で九人であった。県會議員選挙権の有権者が全戸に占める構成比は、東部で十五・五%、西部で五・六%である。県會議員被選挙権の有権者が全戸に占める構成比は、東部で一・四%、西部で〇・四%である。南會津郡では、高額の地租を納める富裕層が極めて少なかった。

東部西部ともに太陰曆を用い、「太陽曆ハ官廳及人民ヨリ官廳ニ對セル書面等ニ用ユルノミ」という状況であった。服装について

も、「最モ裝飾ニ心ヲ用ユルハ婚葬ノ二式」であったが、男性は麻袴を着用して、「旧時ニ異ナラス」という有様であった。下層男性の頭髮は、「依然結束スルモノアルヲ見ル」（東部）、「結束者アル事東部ヨリ甚タシ」（西部）とあるように、明治中期に至っても、髷を結う者が少なくなかった。東部の上層男性には、靴を履く者も少く、増加したが、洋服を着る者は、官吏と教員に限られた。郡役所役人は、「外國ノ風俗ヲ学フモノ殆ント稀ナリ」と判定している。

学事の項目によれば、明治二十年四月に東部では高等小学校一校、尋常小学校二校、簡易小学校十五校、西部では尋常小学校四校、簡易小学校十四校を数えた。学齡児童は東部で二、六八〇人、西部で一、七六八人であった。学齡児童の就学率は、東部で四八・四％（男性・六六・九％、女性・二七・七％）、西部で四二・一％（男性・六六・八％、女性・十五・六％）に止まった。明治十九年四月十日に公布された小学校令により、六歳の学齡に達した児童の教育が義務化されたが、開始直後の就学率、とくに女性の就学率は低かった。

雑件の項目には、東部で「積雪中男ハ概子下野、常陸又ハ磐城地方ニ屋根葺業ノ出稼ヲナス。然レトモ近年其所得甚タ少ナシ。家ニアル男女ハ麻糸、麻織物、藁仕事、煙草製造等ニ従事ス」、西部で「積雪中男ハ下野地方へ出稼シテ家根葺又ハ伐木等ニ従事シ、女ハ家ニアリテ、麻糸又ハ麻織物ノ製造等ニ従事ス」と報告されている。

積雪の多い冬季、女性は麻糸や麻織物の製造に従事し、男性は関東地方から福島県中通り・浜通りに屋根葺の出稼ぎに出た。

東部西部ともに、夜明けに起床して、夜十一時頃に就寝した。男性の藁仕事、女性の裁縫が夜業として記録されているが、雑談に時間を空費するため、「職業上勤勉ナリトハ称シ難シ」と厳しく評価されている。陰暦の一日、十五日、二十八日に仕事を休み、これ以外に臨時休業する日もある。夏季は、昼食後に后睡する習慣がみられた。

雑件の項目に特筆されているのは、芝居興行、すなわち歌舞伎興行に狂奔する老若男女の姿である。「古来農家ノ子弟繁農ノ候ヲモ顧ミス、其技ヲ習フ事數十日、之ヲ演スルヤ近隣ノ親族知友ヲ招キ社堂地又ハ草野ニ場所ヲ設ケ、終夜飲食シツ、之ヲ觀セシム。甲村ハ乙村ヲ招キ、丙村ハ丁村ヲ招ク、交互競ウテ止マス」と史料は語る。若者が歌舞伎の演技を習って上演する「習い狂言」は、本史料が作成される十数年前から、「之レニ換ユルニ俳優ヲ招キ、甲乙相競フテ觀覽スルノ状、前者二次ク」とあるように、歌舞伎一座を雇い入れる「買い芝居」に転換したと記されている。

渡部康人や奥会津博物館の調査により、「社堂地又ハ草野」に設けられた歌舞伎舞台の位置や構造が復原されている（渡部、二〇一二、福島県南会津町教育委員会、二〇一四）。二七一カ村から構成される旧南山御蔵入領では、一七〇もの舞台が確認されており、芝居興行の興隆をうかがうことができる。

郡役所役人が芝居興行に現を抜かず老若男女を苦い口調で記すのは、「終始數十日間為メニ費用ト光陰ヲ空消スル」からだけではなかった。「且之レカ興行ヲ機トシ、少年子女カ相誘フテ、其品行ヲ壞乱スル事極メテ深シ」と、夜陰に紛れた品行の壞乱を問題にしている。買ひ芝居に転換した後も、「少年子女ノ風儀ヲ乱スベキ媒介物タル事豪モ前日ニ劣ラス」と風儀の乱は続いた。

### 三 末端消費・最終需要の拡大

風俗生計の項目には、東部で「日用品中他方ニ仰クモノハ、呉服反物及魚塩等ニシテ、他ハ部内ノ産出品ヲ用ユ」、西部で「日用品中他方ニ仰クモノハ、呉服反物及魚塩等ニシテ、他ハ部内ノ産出品ヲ用ユ」と報告されている。郡外から南會津郡に移入された物産の総額は、明治

一七・一八・一九年の三年間を平均すると一〇四、六〇〇円に達した(表4)。このうち、米、食塩、砂

表4 南會津郡における移入金額 (明治17、18、19年の平均)

移入品	移入金額	(構成比)
米	40,000円	(38.2%)
食塩	24,000円	(22.9%)
砂糖	12,000円	(11.5%)
魚類	2,500円	(2.4%)
酒類	2,000円	(1.9%)
茶	500円	(0.5%)
衣服反物類	17,000円	(16.3%)
書籍及紙類	4,000円	(3.8%)
蠟燭	1,400円	(1.3%)
石油	1,200円	(1.1%)
合計	104,600円	(100.0%)

史料)「南會津郡 民度区域取調」(福島県歴史資料館所蔵「明治二十年七月、一種庶民課」民度區畫調上申綴庶務課)明治・大正期福島県庁文書、資料番号:1059、所収)

糖、魚、酒、茶といった食料品は、移入総額の七七・四%を占める。移入総額の三八・二%を占める米は、二節で述べたように若松方面から、移入総額の二五・三%を占める塩と魚類は、越後国から移入されたとみられる。

砂糖の輸入量が三、五〇〇貫目(約十三七)、一二、〇〇〇円に上り、移入総額の十一・五%を占める点も注目される。福島県における現住人口一〇〇人当たりの菓子税の負担額は、明治十八(一八八五)年から明治二八(一八九五)年の十年間に増加したことが知られている(黒崎、一九八四・一〇〇頁)。松方デフレの影響を受けた時期にもかかわらず、相当量の砂糖が購入されていた事実は、末端消費の堅調な拡大傾向を示唆している。

他方、呉服反物類は、南會津郡への移入総額の十六・三%を占めた。風俗生計の項目に記されている晴着を整理した表5、6によれば、婦人の髪を飾った簪は鼈甲、銀、または洋銀製であり、帯は絹、絹綿の交織、唐縮緬、あるいは天鷲織、蝙蝠傘は絹張や木綿張、羽織袴の素材は絹や木綿であった。郡内で生産されていない素材を用いた晴着や木綿の常用衣類は、郡外から購入されたとみられる。呉服古着などは、東部で「若松ニ比スレバ割余ノ高價ナリ」、西部で「東部ニ比スレバ割余ノ高價ナリ」と、会津盆地よりも高値で取引されていた。

風俗生計の項目には、「家計ノ困難ナル割合ニ係ハラス、婦女子

表5 明治19(1886)年の南會津郡東部における晴着

社会階層	上等	中等	下等
男性・衣服の素材など	絹	綿の地織	中等に準ず。物質粗悪あるいは古物(先代の譲り物または古着)
羽織	長い		
袴	褶高	座袴	
帯	良品		
傘	絹張の蝙蝠傘	絹張と木綿張の蝙蝠傘が相半・紙張りの雨傘	木綿張の蝙蝠傘・旧来の雨傘
履物	桐足駄・靴を履くものも増加		草履・朴の下駄足駄
女性・衣服の素材など	絹	木綿	価格は男子の中等の下の服装に準ずる
帯	絹織	絹綿の交織・唐縮緬・天鷲織	
履物	表付きの桐下駄	表付きの粗物の下駄	
傘	絹張の蝙蝠傘・旧様の紙張傘(兩天)	木綿張りの蝙蝠傘・兩天	
頭飾	鼈甲の簪・銀簪	洋銀製の簪	

史料)「南會津郡 民度区域取調」(福島県歴史資料館所蔵「明治二十年七月、一種庶第二号、民度區畫調上申綴庶務課」明治・大正期福島県庁文書、資料番号:1059、所収)

表6 明治19(1886)年の南會津郡西部における晴着

社会階層	上等	中等	下等
男性・衣服の素材など	絹	綿布	服装の外形中等の如し。垢衣弊袴甚だしい
羽織		長からず	
袴		座袴	
帯		絹を用いる者もあり	
傘	絹張の蝙蝠傘・旧来の雨傘	木綿張の蝙蝠傘・紙張の雨傘	木綿張の蝙蝠傘・旧来の雨傘
履物	朴の下駄足駄		藁草履・粗末なる下駄
女性・衣服の素材など	絹・木綿	綿衣	中等に比すれば数等を減ずべしと雖も男子に比すれば数等優れる
帯		唐縮緬・紅色を好む	
履物	表付き	朴胡桃樹等で造る	
傘	絹張の蝙蝠傘・兩天	兩天	
頭飾	鼈甲の簪・銀簪	洋銀製の簪	

史料)「南會津郡 民度区域取調」(福島県歴史資料館所蔵「明治二十年七月、一種庶第二号、民度區畫調上申綴庶務課」明治・大正期福島県庁文書、資料番号:1059、所収)

ハ外飾ニ注意深キ傾向アリテ、婦女子勤勞ノ目的ハ美服ヲ購ハントスルニアリ、ト云フモ不可ナカルベキ有様ニシテ、借財アルヨリハ、服装ノ醜キ耻ツルノ景況ナリ」(東部)という見解が示されている。婦女子の旺盛な購買意欲が、末端消費・最終需要を拡大させていったとみられる。

西部における風俗生計の項目には、「流行風ニ移ル事、東部ヨリ速カナリト雖モ、服装一見シテ其拙ナルヲ見ルヘシ。之ヲ例センニ男子ニシテ鮮明ナル綠色、紫色、紅色等ノ襦袢ヲ着シ、或ハ濫リニ襟卷ヲ用ヒ、眼鏡ヲ掛ケテ愉快ノ色ヲ呈スル等反ツテ品格ヲ失フモノアリ」と記されている。美服の購買意欲は、婦女子に限られていたわけではない。緑、紫、紅色の派手な襦袢が、郡内で生産されていない綿製品だったとすれば、襟卷や眼鏡と同様、流行に敏感な青年の購買意欲が、新たな商品流通を生んだとみられる。

こうした服装に関する流行の発生源の一つとして、雑件の項目に特筆されている「俳優ヲ招キ、甲乙相競フテ観覽スルノ状」、すなわち「買い芝居」の影響を想定できるのではなからうか。一座の持ち込む舞台衣装や芝居を離れても垢抜けた身形が、「芝居興行ニ心酔スル」婦女子や若者の心を掴むのは、昔も変わらなかつたと思われる。

芝居興行に掛かる経費も、郡役所役人が「終始數十日間為メニ費用ト光陰ヲ空消スル事実ニ甚タシク、其間老幼男女ヲ論セス、心ヲ此一点ニ傾ケ東西ニ奔走スル」と嘆いているように、相当な金額に上った。芝居興行には、舞台の設置、衣装・幕・小道具・カツラの調達に加えて、「習い芝居」の場合には、歌舞伎を習う若者へ所作を伝授する振付太夫（振付師）や三味線を弾いて浄瑠璃を語る義太夫奏者への礼金、「買い芝居」の場合には、歌舞伎一座に支払う対価などが必要であった（福島県南會津町教育委員会、二〇一四・二四頁）。

西部に位置する片貝村中丸家に保存されていた膨大な歌舞伎衣装は、現在、奥會津博物館・南郷館に保管されており、福島県の重要有形民俗文化財に指定されている。村々は、十九世紀中期から中丸家などに料金を支払って絢爛豪華な衣装を借り受け、競って芝居を上演した。西部の恥風村平野家、大新田村酒井家、小川村山中家、東部の田島村黒川家も、歌舞伎衣装などを貸し出していたことが確認されている（福島県南會津町教育委員会、二〇一四・二七頁）。

多様な移入品のうち、「石油 五百箱 千二百円」は、開港以前には見られなかつた新たな商品流通の動向を示唆している。石油、洋銀製の簪、天鷲織の帯をはじめ多様な舶来品は、明治中期までに、山深い村々にも受け入れられていった。

#### 四 生産活動の活性化

南會津郡から郡外に移出された物産の総額は、明治十七・十八・十九年の三年間を平均すると九五、一三〇円に達した。このうち、生糸と繭は移出総額の五六、四％を占める本郡第一の物産となっていた（表7）。本郡で生産された生糸の九割は、十七世紀から養蚕が行われてきた西部で生産されている（表8）。

明治十九年の西部における生糸の生産量は、明治十六年の三倍弱

表7 南會津郡における移出金額  
(明治17、18、19年の平均)

移出品	移出金額	(構成比)
生糸	48,600円	(51.1%)
繭	5,000円	(5.3%)
麻	15,000円	(15.8%)
麻布	6,000円	(6.3%)
麻糸	2,250円	(2.4%)
紫蘇	1,000円	(1.1%)
人參	2,000円	(2.1%)
大角豆	1,400円	(1.5%)
米	1,200円	(1.3%)
煙草	5,000円	(5.3%)
酒類	1,680円	(1.8%)
馬	4,000円	(4.2%)
木地	2,000円	(2.1%)
合計	95,130円	(100.0%)

史料)「南會津郡 民度区域取調」(福島県歴史資料館所蔵「明治二十年七月、一種庶第二号、民度區畫調上申綴 庶務課」明治・大正期福島県庁文書、資料番号：1059、所収)

に急増して、一一〇〇貫目（約四t）に達した。生産量の約半分が海外輸出される高級品であった。明治十九年の桑苗の植樹数も、明治十七年の一・五倍に増加している。物産の項目には、「生糸ノ製造上ニ付キ、年年進歩ノ勢アリ。本部ハ古来養蚕ヲナシタル地ニ付、東部ニ比スレハ遙ニ精好ノ品ヲ出ス」と増産傾向が説明されている。

東部における生糸の生産量は、明治十六年に二十貫目（約七五kg）に過ぎなかった。しかし、明治十九年には明治十六年の六倍強に急増して、明治二十年には海外輸出が始まった（表8）。桑苗の植樹数も、明治十七年から十九年まで毎年倍増している。物産の項目では、このような状況を「生糸ノ製造上本年ニ至リ、大ヒニ改良ノ緒ニ就ケリ」と高く評価している。「南會津郡 民

表8 南會津郡における生糸の生産

	明治 16 (1883) 年	明治 17 (1884) 年	明治 18 (1885) 年	明治 19 (1886) 年	明治 20 (1887) 年
西部における生産量 (うち海外輸出向)	400 貫目 (180 貫目)	630 貫目 (270 貫目)	750 貫目 (450 貫目)	1,100 貫目 (450 貫目)	1,526 貫目 (567 貫目)
東部における生産量 (うち海外輸出向)	20 貫目 (0)	34 貫目 (0)	95 貫目 (0)	123 貫目 (0)	179 貫目 (63 貫目)
西部における生産額 (うち海外輸出向)	18,400 円 (9,000 円)	25,200 円 (11,400 円)	30,000 円 (19,000 円)	43,600 円 (20,000 円)	56,462 円 (25,550 円)
東部における生産額 (うち海外輸出向)	580 円 (0)	940 円 (0)	2,800 円 (0)	4,900 円 (0)	5,370 円 (1,050 円)

史料)「南會津郡 民度区域取調」(福島県歴史資料館所蔵「明治二十年七月、一種庶第二号、民度區畫調上申綴庶務課」明治・大正期福島県庁文書、資料番号:1059、所収)

度区畫見込(史料二)も、「西部ハ、…(中略)…天然性及荒蕪地等ニ植付ケル桑樹多キニヨリ、養蚕ノ業年々盛大ニ赴キ、生計上東部に比スレハ幾分ノ易キヲ見ル。…(中略)…東部ハ、…(中略)…両三年来養蚕ノ利アルヲ知り、競フテ桑樹ノ栽培ニ従事スルニヨリ、遠カラス其面目ヲ一変スルニ至ルベシ」と、養蚕の発展を躍動的に描いている。

一方、麻、麻糸、および麻布を合わせると、麻製品の出荷額は二三、二五〇円に上り、移出総額の二四・五%を占める。麻の生産量は、東部で八千貫目(約三十七t)、西部で二万貫目(約七五t)に達し、東京、横浜、栃木県に出荷された。生糸や繭の生産量が急増した明治中期まで、大麻は本郡を代表する特産物であった。

西部に位置する鴉巢村で編まれた安藤孝寛編(一九一五)『鴉巢郷土誌 第貳号 鴉巢同窓會』(旧南郷村教育委員会架蔵、稿本)第十四章・経済、第六節・物ノ輸出入及生活費には、「明治初年頃マデ 輸出 麻、青苧、細美、もち、練糸、しな縄。輸入 塩、反物、日常ノ必要品。明治中年頃ヨリ 輸出 生糸、米、麻。輸入 反物、塩、石油、酒、醬油、大豆等。明治三十三年度 輸出品一、生糸 八拾貫目、參千貳百円也、一、麻 五百貫目、四百八拾円也、一、青苧 六貫目 貳拾貳円也、一、米 四拾貳石 五百円也、一、細美 二百反、貳百六十円也。(二〇六頁)」、第十三章・風俗習慣、第三節・休日及労働上ノ習慣には、「女子モ麻織物盛ニ

賣レル頃（サイミ、モジ）、明治廿年頃マデ、秋ヨリ春ニ至ルマデ、全力ヲ注ギ機織糸拵ヲナシ、男モ之ニ助力スル如キナリシ。（一八二頁）」と記されている。

十九世紀末まで鶴巢村では、本来女性の仕事である「機織糸拵」を男性が補助した。主要移出品が大麻・麻織物から生糸に転換した明治三十年代に至っても、大量の大麻・麻織物が生産されていた。十九世紀末まで、麻糸や麻織物の生産量が増加したため、女性労働力が不足していたのである。

南會津郡における馬の出荷額は四千元に上り、移出総額の四・二％を占めた。東部では二、八〇九頭、西部でも一、〇二二頭の馬を飼育して、上野国や武蔵国秩父地方に年間五七〇頭を搬出していた。

本史料に明治十六（一八八三）年以降の増産が記録されている生糸をはじめ、大麻、麻糸、伊北晒と呼ばれた麻織物、青苧、ぜんまい、煙草、朝鮮人参、木地、馬などについても、明治中期までには生産活動が活性化したとみられる（川口、二〇一七・二八五頁）。

## 五 労働需要の拡大

雑件の項目には、西部で「越後地方ヨリ出稼ハ大工最モ多シト雖トモ、只見村近傍越後国二界セル村落ハ、農桑繁劇ノ際、雇人ルル事、少ナカラス。彼ヨリ籍ヲ轉スルモノ亦多シ」、東部で「越後地

方ヨリ出稼人ノ来ルモノハ大工最モ多シトス。之レニ次クモノハ桶工、及他ノ雑業者ニシテ、往々籍ヲ移シテ永住スルモノアリ」と、越後国から南會津郡への労働移動が報告されている。大工、桶工、雑業者の出稼きは、養蚕や麻織物をはじめとする生産活動が活性化するため、南會津郡における労働需要が急激に拡大したことを裏付けている。

養蚕雇人の賃金は一日十八錢で、一日九錢の耕夫の賃金の倍額に上った。大工、桶屋、木挽職の賃金は一日十一錢、石工、左官、屋根職の賃金は一日十四錢で、いずれも耕夫の賃金を上回っている。

雑件の項目に東部では「通例、朝ハ夜明ケト共二（農桑繁劇ノ時ヲ除キ）起キ、夜ハ十一時過臥床ニ就ク」、西部でも「朝ハ日出ト共二起キ出テ（農桑繁忙ノ時ヲ除キ）、夜ハ十一時過二臥スヲ通例トス」とあるため、農業や養蚕が繁忙期を迎える夏季には、睡眠時間も削られたとみられる。とくに蚕が四齡、五齡（終齡）を迎える時期には、猛烈な食欲を満たすため、昼夜を問わず新鮮な桑の葉を与え続けなければならない。養蚕雇人の日給が高い理由は、十分な睡眠時間が確保できない過酷な労働環境によるとみられる。

越後国から南會津郡に出稼ぎに来た人々のなかには、入籍する者も少なくなかった。西部に位置する檜枝岐村の新兵衛は、嘉永五（一八五二）年九月、大工として数年間にわたって檜枝岐村に入り住んでいた越後国三島郡間瀬村の医師松仙の倅太兵衛を婿養子に迎える

ことを内約して、縁組を願い出ている（川口、二〇一九・一三三頁）。明治初期の戸籍によれば、下野国境に近い東部に位置する藤生村では、越後国はじめ他国出身の配偶者を迎えた夫婦が、寡婦鰥夫を除く全夫婦の二六％に達した（川口、二〇一七・二八五頁）。手間取や厄介として、明治初期の戸籍に登録された越後出身者も散見される。

## 六 人口構造の特色

町村戸口地租の項目によれば、明治十九（一八八六）年十二月末日の南會津郡東部における人口は一四、三九八人（土族・四六人、平民・一四、三五二人）、戸数は二、五八〇戸と記録されているため、一戸当たりの平均規模は五・六人である。他方、西部における人口は一、二九四人（平民・一一、二九四人）、戸数は二、二四〇戸であるため、一戸の平均規模は五・〇人となる。土族人口が極めて少なく、総人口の〇・二％に止まっている。

町村戸口地租の項目に記されている人口は、福島縣『明治二十二年 福島縣人員統計書』に掲載されている明治十九年十二月の本籍人口と一致する。戸数は、『福島縣人員統計書』の本籍戸数より一戸少ない。両史料には、わずかの齟齬がみられるが、本史料に掲載されている人口と戸数は、現住人口と戸数ではなく、本籍人口と戸数とみられる<sup>(1)</sup>。

衛生の項目には、明治十九年の東部における出生数が三〇一人、死亡数は二六五人であり、年間約九十人が増加すると報告されている。そのため、一八八六年の普通出生率は二一％、普通死亡率は十八％、自然増加率は二％、人口増加率は六％とみられる。一方、西部における出生数は二二九人、死亡数は一九六人で、年間約七十人が増加すると報告されている。したがって、一八八六年の普通出生率は二十％、普通死亡率は十七％、自然増加率は三％、人口増加率は六％とみられる。

衛生の項目に示されている東部における結婚年齢は、男性が十九歳から二三歳、女性が十五歳から十八歳、西部では男性が十九歳から二三歳、女性が十五歳から十八、九歳という記述は、「宗門改人別家別書上帳」の分析結果と整合する<sup>(2)</sup>。西部に位置する鴉巢村で寛政二（一七九〇）年から文政二（一八一九）年の期間に出生した者のうち、結婚を確認できる男性五八人、女性三三人の平均初婚年齢は、男性が約二五歳、女性が約十九歳であった（川口、二〇一七・二六二頁）。早婚は、十八世紀中期から十九世紀末まで確認できる婚姻の特徴であった。

おわりに

南會津郡を含む南山御藏入領では、一八四〇年代から人口回復・増加が始まった（川口、一九九八・十一頁）。南會津郡の本籍人口は、明治十三（一八八〇）年の二四、二八四人から明治十九（一八八六）年末の二五、六九二人に増加した（福島縣、一八九〇）。六年間の人口増加率は五、八％に達した。そのため、「南會津郡 民度区域取調」が描く明治中期の日常生活は、人口回復・増加が本格化した時期の一面と位置づけることができる。

明治二十年十月に南會津郡長から福島縣知事に進達された「南會津郡 民度区域取調」を検討した結果、末端消費・最終需要の拡大、生産活動の活性化、労働需要の拡大といった地域変化を読み取ることができた。明治中期までに、郡内で生産されていない素材を用いた呉服反物類、鼈甲や銀製の簪はじめ多様な商品が、南會津郡の村々に受け入れられていた。歌舞伎興行に狂奔する老若男女の姿は、本郡の活力を象徴する現象とみられる。歌舞伎を習った農家の子弟は、村々に設けられた舞台で豪華な貸衣装を身に着け、演技を競った。一方、本郡では一八八〇年代以降、生糸の生産量が増加して、海外輸出も本格化した。江戸時代以来、本郡を代表する特産品であった大麻製品の生産も引き続き活発であり、女性の仕事である機織糸拵を男性が助力するほど、女性労働力が不足した。生産活動

の活性化によって生じた急激な労働需要の拡大にともない、越後国から南會津郡に出稼ぎに来る労働移動も活発になった。

史料を作成した郡役所役人は、「其原由ハ他ヨリ移住人員ノ増加スルニアラズシテ、死亡者ヨリ出生者ノ多キニアリ」と、人口増加の要因を自然増加に求めている。人口再生産構造の復原を俟たなければならぬが、十八世紀中期から本郡で確認できる早婚の慣習は、労働需要の拡大などに応じて、出生力を調整することのできた必要条件の一つではなからうか。一八四〇年代から観察できる世帯規模の拡大、家族構造の複雑化、乳児の性比改善といった一連の変化も、末端消費・最終需要の拡大、生産活動の活性化、労働需要の拡大といった地域変化のなかに位置付けることができるかと思われる。

謝辞 筆者は、天明三（一七八三）年の冷害にともなう死亡危機について執筆の機会に恵まれた（川口、印刷中）。救荒食について調べているうちに、故黒崎千晴先生から本史料に記録されている食物の地域差について三十年前に御教示いただいたことが、記憶の底から蘇った。平成三十年晩秋、福島県歴史資料館の御厚情により、本史料の閲覧と写真撮影を許された。筆者の怠慢により、本史料の紹介が今になったことをお詫びするとともに、改めて学恩に深謝したい。翻刻にあたり、東昇先生、鈴木明子先生に御教示いただいた。

注

- (1) 明治二二(一八八九)年の南會津郡における本籍人口:二六、九三四人と現住人口:二六、八一六人の差は、一八八人である(福島縣、一八九〇・三五頁)。他府県・他郡への出寄留が二三六人、他町村への出寄留が一五一人、陸海軍在營在艦者が三五人、囚人が十三人、失踪者が三三四人、他府県・他郡からの入寄留が五百人、他町村からの入寄留が一五一人である(福島縣、一八九〇・九五頁)。明治中期まで本郡における社会増減は僅かであった。
- (2) 會津郡石伏村で宝暦二(一七五二)年から明和八(一七七七)年に生まれた女性十三人の平均初婚年齢は約十六歳、會津郡小松川村で寛政四(一七九二)年から文化八(一八一二)年に生まれた女性十一人の平均初婚年齢は約十九歳であった(Kawaguchi, 2009, p.17)。

参考文献

- ・川口 洋(一九九八)「十七〜十九世紀の会津・南山御蔵入領における人口変動と出生制限」歴史地理学、四〇巻五号、五〜二五頁。
- ・川口 洋(二〇一七)「十九世紀の越後国から陸奥国への遠方婚から見た地域変化」比較家族史学会監修『家族史研究の最前線② 出会いと結婚』日本経済評論社、二五三〜二八九頁。
- ・川口 洋(二〇一九)「十八・十九世紀の他国から会津・南山御蔵入領への縁組手続きに関わる史料」帝塚山大学文学部紀要、第四十号、一〜三一頁。
- ・川口 洋(印刷中)「天明三(一七八三)年の冷害にともなう人口変動」井上 孝・和田光平編『災害の人口学』原書房。
- ・黒崎千晴(一九八四)「明治前期、最終需要からみた地域構造」菓子税負担率を指標として、『歴史人類』第十二号、六五〜一〇五頁。
- ・庄内人名辞典刊行会編(一九八六)『新編 庄内人名辞典』庄内人名辞典刊行会。
- ・田島町史編纂委員会編(一九七九)『田島町史 第7巻 近代史料I』歴史春秋社。

明治二十年「南會津郡 民度区域取調」とその作成に関わる史料

- ・南郷村史編さん委員会(一九八三)『南郷村史 第3巻 近代史料』歴史春秋社。
- ・福島縣(一九九〇)『明治二十二年 福島縣人員統計書 全』。
- ・福島県南會津町教育委員会(二〇一四)『奥會津博物館開館二十周年事業 企画展報告書 会津の歌舞伎・その歴史と民衆の活力』。
- ・南會津郡役所(一九一四/一九八七)『南會津郡誌』臨川書店。
- ・南會津町村史編纂連絡会編(一九九二)『南會津 民度区域取調』南山史料集成、第二輯、二一〜三六頁。
- ・渡部康人(二〇一一)『会津歌舞伎史・基礎的調査と研究』歴史春秋社。
- ・Kawaguchi, Hiroshi. 2009. "Data Analysis System for Population and Family Studies on Japan in the 17th-19th Centuries", *Japanese Journal of Human Geography* (人文地理), Vol.61, No.6, pp.2-22.

明治二十年「南會津郡 民度区域取調」とその作成に関わる史料 翻刻

凡例

- ・原文の表記は、原則として、漢字は常用漢字を、仮名は通行の字体を用いた。ただし、常用漢字以外の文字、「ゝ」、「キ」は、原文どおりとした。
- ・押印されている場合には、「㊦」と表記した。
- ・丁替えは、「㊧」で示した。
- ・読解の便を考慮して、句読点を付した。

翻刻

【史料一】「一庶第二九七号按伺」（福島縣庶務課長から福島縣第一部長宛）、明治二十年七月四日（福島縣歴史資料館所蔵、明治・大正期福島県庁文書…一〇五九「明治二十年七月、一種庶第二号、民度區畫調上申綴 庶務課」所収）

明治二十年七月四日

沼澤七郎 ㊦

第一部長 ㊦

地形民情取調之義、起按各郡長へ御照会相成可出哉相伺候也。

一庶第按二九七号

過般御參廳ノ節、御面談申置候各郡へ民度取調候ニ付テハ、御調整ヲ需ムヘキケ條』ハ一定ノ上、更ニ可申遣候得共、其大体トナルヘキ民度區畫ノ義、左ノ振合ニ御見込御申出有之付其御差出期限ハ、晚クモ七月廿日迄ト御心得有之度、此段申遣候也。

一部長

各郡長宛

所轄何郡、何郡ノ地形民情ヲ大別スレバ何山脈ヲ以テ分ツ、其南部ヲ何郷若クハ何部ト唱へ、其中部ヲ何々、海岸又ハ山部者何ト唱フル旧称アリ。』

【史料二】「南會津郡 民度區畫見込」（南會津郡長から福島縣第一部長宛の一庶第二九七号への回答）、明治二十年七月十四日（福島縣歴史資料館所蔵、明治・大正期福島県庁文書…一〇五九、「明治二十年七月、一種庶第二号、民度區畫調上申綴 庶務課」所収）

本月四日付一庶第二九七号ヲ以テ、民度區畫見込事出方御申越之趣了承。別紙ノ通取調差出候条宜敷御取扱相成度、此段及御回答候也。

明治二十年七月十四日

福島縣南會津郡長 長澤惟和 ㊦

第一部長

福島縣書記官 永峰彌吉殿

南會津郡役所轄 南會津郡

本郡ノ地形民情ヲ大別スレハ、北駒戸峠ヨリ七ヶ森嶽及中山峠ヲ經テ南荒貝山ニ至ル山脈ヲ以テ分界シ、其以西ヲ西部ト称シ、以東ヲ東部ト称ス。尚之レヲ細別スレハ左ノ如シ。

西部 最南部ヲ立岩郷、中部ヲ伊南郷、北部ヲ伊北郷ト称ス。

東部 西部ヲ上郷、東部ヲ下郷ト称ス。

右兩部共情況ヲ細查スレハ、貧富ノ差教育ノ進度及人民ノ風俗等異ナルアリト雖トモ之レヲ概観スルニ、西部ハ人民質朴ニシテ能ク其業ヲ勉メ、天然生及荒蕪地等ニ植付タル桑樹多キニヨリ、養蚕ノ業年々盛大ニ赴キ、生計上、東部ニ比スレハ幾分ノ易キヲ見ル。

然レトモ教育ノ度ハ、地形ノ不便ナルニヨリ競争ノ念薄ク、東部ニ後ル、事数等ナリ。右ノ内立岩郷ト称スルハ、下野國界ニ接シ地勢水利ニ乏シク、概ネ玉蜀黍、粟、稗、麦、蕪、桃等ヲ食シ、近國無比ノ寒境ナリ。伊北郷ハ冬季積雪丈余ニ達スルモノアリテ、交通甚不便ナリ。東部ハ西部ニ比スレハ、人民一般質朴ナリト雖トモ間々然ラザルモノアリ。加フルニ多額ノ金ヲ得ベキ恒産ナク、生計極メテ淡シ。富有ト称スヘキモノナシ。故ニ暫ク納税ノ期ヲ誤マリテ公賣處分ヲ受クルモノアリ（下郷及田島村等ノ細民ニ多シ）。』  
然レトモ兩三年来、養蚕ノ利アルヲ知り、競フテ桑樹ノ栽培ニ従事スルニヨリ、遠カラス其面目ヲ一変スルニ至ルベシ。下郷中水利不便ノ地ニ至リテハ、間ニ立岩郷ニ類スル生活ヲナスモノアリト雖ト

モ彼レノ如ク甚タシキニ至ラス。右西部ハ伊南川、只見川、東部ハ大川ノ流ニ沿ヒテ村落ヲナシ、地勢上天然ノ兩部落ヲナセリ。尚別紙略図ヲ添ヘ、其地形ヲ一目シ得ルノ便ニ供ス。』

【史料三】 「訓令庶秘第二號」（福島縣知事から各郡長宛）、明治二十年九月八日（福島県歴史資料館所蔵、明治・大正期福島県庁文書一〇五八、「東白川、石川、田村、菊田、磐前、磐城、楢葉、行方、標葉、宇多、民度區域調 第一部庶務課」所収）

訓令庶秘第二號

民度区域之議申告ニ依リ夫々査定、此条其区域限リ別添項目ニ準據シ、精密取調、本月三十日限リ事出スベシ。

明治二十年九月八日

福島縣知事 折田平内』

緒言

地勢ノ險淺氣候ノ寒暖ニ隋ヒテ其地ニ産出スル物類ヲ異ニシ、其土ニ栖息スル民情ヲ同クセサルハ天地自然ノ理ニシテ、固ヨリ数ノ免カル能ハサル所ナリ。其此ノ如キモノハ人互ニ其長短ヲ補ヒ、物交モ其有無ヲ通シ、以テ國家ヲ利スルノ一大原因ナリ。何ソ其同一ヲ望ムヘキモノナランヤ。果シテ此ノ如ク地方部落ニ随ヒ、物産ト民

情トヲ異ニスレハ、画一度ノ大本ニ於テ動スベカラサルモ、其範圍内ニアリテ施治者ノ之ニ鑑ミ布ク所ノ政策ハ、復タ自ラ其度ニ応シ、多少ノ異同ヲ求メサルヘカラス。假令ハ殖産ニ其保護ノ緩急ヲ斟酌シ、学事ニ教育ノ高低ヲ査定シ、土功ニ警察ニ衛生ニ租税ニ其他百般ノ庶政、皆其民度ニ随ヒ、彼ヲ揚ケ此ヲ抑ヘ、右ヲ作シ左ヲ鎮ムル等其施ス所ヲ異ニシ、其布ク所ヲ殊ニセサルヘカラス。今吾縣内民度ノ區域ヲ査定セントスル。郡以テ之ヲ分タン歟、猶廣漠ニ失スルノ憂アリ。町村以テ之ヲ別タン歟、猶煩碎ニ失スルノ患アリ。當此憂患アルノミナラス、復之カ實際ニ適セサルモノアルヲ如何セシ。故ニ先ツ各郡ニ就キ、物産ト民情トヲ察シ、固有ノ形勢自然ノ成立ニ從テ、適宜ニ二部若クハ三部ニ分割シ、假リニ民度ノ區域トナシ、政策施行ノ参考ニ備ヘントス。他日形勢ノ變化民度ノ發達ニ因リテ、固ヨリ此區域ヲ墨守スベキニアラズト雖トモ、今日之ヲ調整シ以テ今日ノ用ニ供スルハ、亦施政上欠クヘカラサルノ要典ナリトス。』

何郡

何山又ハ何川ヲ以テ界限シ、東(西)(中央)部トス。

何郡東(西)(中央)部。

(一) 氣候

極寒何十度何々月ノ交(華氏)、極暑何十度何々月ノ交。

冬北風多ク、北風最モ寒烈ノ類。  
夏南風多ク、南風恆ニ炎熱ノ類。  
東風ハ雨ヲ讓シ、西風ハ晴ノ類。  
概子何月霜雪初テ降、何月積雪融解又何月ヨリ雪霜降ラス。風雨洪水等害ヲ為スコトアルノ類。

(二) 地形

西方山名アラハ其名、南方海又ハ湖沼同上又ハ平坦何郡何部ニ接スルノ類。山ハ何山ヲ以テ最モ高シトス抽海ノ尺度。幅凡十間以上ノ川何線有名ナルモノハ其名、凡十間以下ノ川何線、川ハ何川ヲ以テ最モ大トス。

何号國道何里何丁本部ノ中央又ハ西端ヲ通スルノ類。』

何山最大ノ山ノ頂ニ何社アリ。何月頃參詣人登ル又ハ登ルモノナシ。雪何月降始メ、何月消ユノ類。

何川最大ノ川舟楫ヲ通ス(概子舟楫ノ大小。)又材木ヲ筏ニ組ンテ流下シ又ハ切り流シニスル等、若クハ運搬ノ便ナシ。

何山ニハ測量標点アリ。何川ニハ水量標アルノ類。

某山ニハ金、某山ニハ銀、或ハ銅錫石炭等ノ礦物アルノ類。

(三) 耕地宅地 各位近年ノ平均ヲ揚ク。

上田 沓反歩 米実収額

同 賣買地價

同 券面地價

田 同 小作米

中田 同前

下田 同前

下等ノ内最下等ニシテ、世間稀ナルモノト見認ムルモノアラハ其收穫及賣買代價。

多ク早稲ヲ作クルカ、中稲カ、晚稲カ、部内ノ多分ヲ占ムルモノ。

收穫米ハ部内人民ノ常食ニ足ルカ、足ラサルカ、又餘アルカ、若シ不足ナラハ重モニ何地方ヨリ輸入スルカ。餘アラハ何地方ニ輸出スルカ。

俵ハ何斗入。

秋収及俵造リノ方法大略又ハ改良ノ有無。

畑 上中下調田ニ準ス。收穫ハ麥ヲ以テス。地價小作其他田ニ準ス。』

麥ハ大麥カ小麥、麥ノ外重モニ何ヲ作クルカ。

麥ハ部内ノ食料ニ充ツルカ、又ハ輸出スルカ、輸入スルカ。

何村ハ野菜又ハ烟草又ハ蒟蒻ヲ作り所得ノ利殊ニ多シ。

田畑共小作預ケノ旧慣及其約定証書ノ写。

田畑トモ近年ノ收穫増減及其理由。

耕作法ノ近郡ト特異ナルモノアラハ其方法概略。

例年霜若クハ風等ニテ桑茶其他耕作物ヲ害スルノ有無。

古来早損又ハ水損ヲ蒙ル事凡何ヶ年間ニ何度アルヤ否ノ概略。

米五ヶ年間水災又ハ雹災等ノ為メ皆無又ハ著シク收穫ヲ減セシ等ノ概略。

堰溜井及用水等ノ大土功ニシテ頗ル利害ニ関スルモノノ情況。

宅地 上 券面地價 賣買代價地所限リ借地料  
中 同前  
下 同前

(四) 町村戸口地租

町 何ヶ町 地租何程

内三百戸以上ノ町 何町 右町名

村 何ヶ村 地租何程』

内百戸以上ノ村 何ヶ村 右村名

置縣後分合ノ町村及名称若クハ名称變更其事由ノ概略。

戸数

華族

士族

平民

近年ノ増減及理由

人口

華族

士族

平民

近年ノ増減乃理由

(五) 風俗生計

上等 一家一ケ年ノ生計費

中等 同

下等 同

衣服

上等 平常絹布又ハ綿布其他常用ノモノ詳細

中等 同

下等 同

祭礼儀式等晴レノ場ニ出ルトキハ、羽織、袴、冠リ物、下駄、又ハ

蝙蝠傘ノ類ニ至ルマテ其物質及理裝ノ詳細。

外國ノ風俗ヲ学フノ情況。

食物

上等 一日何食 米飯若クハ粥ノ類

中等 同 米麦雜飯ノ類

下等 同 麦飯又ハ何芋何実何菜混炊ノ類

會飲ノ習慣。日待、恵比寿講等其集會スル称呼及事実。

自家用料酒造戸数。

家屋

上等 建坪何程。屋根瓦、木羽又ハ茅若クハ藁何々葺ノ類。

借屋料并地代共、何程。

中等 同前

下等 同前

新築上等一坪凡何程、中等下等共。

木材ハ他ヨリ需ムルカ郡内ニテ弁スルカ。

凡日用品、薪炭、塩、味噌、醬油、野菜、呉服、反物ノ類他ニ供給

ヲ仰クト否サルトノ區別。

郡内ニ冠タル財産家人員及職業。』

縣會議員選舉被選舉人員。

徴兵適齡人員、合格人員、服役人員。

(六) 物産

蠶絲、生絲、屑絲、玉絲、其他ノ惣額及繭。

桑、貫目出高何程。但壹反步摘採ノ目方及三ケ年以來ノ壹貫目時

價。

養蠶盛衰ノ景況若クハ蠶種精選及飼養法、改良ノ有無。

生糸産額及價格五ケ年分、及海外輸出向製絲ノ高。

桑苗植立ノ本数、但三ケ年以來ノ分。

牧畜

馬、全数、種類

産馬ノ景況、販出購入ノ数及其地方、取引ノ旧慣。

産馬會社ノ方法ニ随フノ現状、壯馬、幼馬ノ價格、牧場。

牛 同

牧場有無、景況、屠殺ノ數、其販路、搾乳ノ料、其販路、牛ノ種類。販出購入其他馬ニ同シ。

鶏、豚、羊

製茶、漆器、陶器、製塩

右等ノモノ又ハ其他ノモノ。総テ部内ノ特有物産ハ前項ニ準シ記載ヲ要ス。』

(七) 職業

農何人、商何人、工何人、雜業何人、内漁何人。

別二

酒屋、菓子屋、遊藝人、藝妓、娼妓、貸座敷。

別二

書肆ノ數。

(八) 學事

學校ノ種類及其數、私立専門學校ノ種類及其數。

學齡兒童ノ數、男女ノ別。就學生ノ數、男女ノ別。

不就學兒童ノ數、男女ノ別。他ニ在學ノ者其在學地名及學校ノ種類。

(九) 宗教

人民信仰スル宗派ノ現況、寺院ノ數及宗派ノ區別。

教會所ノ數及其宗名地名、基督教ノ行否。

(十) 物價

米、麥、大豆、酒、木材、大工手間、土方雇賃、耕夫雇賃。

日用必需ノ物品、縱令ハ大根野菜其他絹布類ノ如キ一個ノ代價ヲ記載シ易カラ』サルモノハ、近隣ノ地方ニ比シ甚タ高シ、若クハ賤シト其情況ヲ詳悉スヘシ。且部内何町村ニ限何品特ニ不廉ノ類。

(十一) 衛生

地方病ノ有無、通常最モ多キ病名。

近年傳染病流行ノ情況。

出産、死亡ノ數、近来ノ増減。

生命年齢平均ノ數、婚姻ハ男ハ何年、女ハ何年ヲ以テ普通トスノ慣習。

(十二) 犯罪

處刑ノ最モ多キ刑名。

公賣處分近年ノ情況。

身代限同上。

(十三) 諸税金及協議費

國稅、地方稅、町村費、協議費。

(十四) 雜件

何郡中農夫等積雪中ハ何業ヲナス乎、又ハ平生他国出稼等ノモノアラハ、何等ノ業ヲ以テ出稼ヲナスノ詳細。又越後地方其他ヨリ出稼ニ来ルモノ、何等ノ業ヲ営ムモノ多キ哉。

何々部落ハ大凡朝何時ニ起キ、夜何時ニ臥スルヤ。夜業ハ何事ヲナ

ス等ノ」詳細。総テ職業ニ勉強スルカ、若クハ懶惰ナルカ、又ハ期日休業等ノ事アルカ、又ハ一日間ニ幾度休業スル等ノ類。

右ノ外参考トナルヘキモノハ、巨細ヲ問ハス総テ此雜件中ニ記載スヘシ。

外二

一郡毎ノ農産物及ヒ水産物收穫表。

同諸物價及ヒ諸職工賃錢表。

同重要ナル輸出入品ノ高及金額表。

右十九年ヨリ前三ヶ年平均』

【史料四】「秘進第壹号 南會津郡 民度区域取調」(南會津郡長から福島縣知事宛の訓令庶秘第二号に対する進達)、明治二十年十月五日(福島県歴史資料館所蔵、明治・大正期福島県庁文書・一〇五九、「明治二十年七月、一種庶第二号、民度區畫調上申綴庶務課」所収)

秘進第壹号

民度区域取調

訓令庶秘第二号ヲ以、民度区域之儀、取調方御令達ニ依リ、別紙之通、取調及進達候。此段上申候也。

明治二十年十月五日

福島縣知事 折田平内殿』

福島県南會津郡長 長澤惟和 ㊦

南會津郡

駒戸、保城、中山ノ諸嶺及之レニ廻續セル諸山ヲ以テ郡ノ中央ヲ南北ニ横裁シ、其以西ヲ西部、以東ヲ東部トス(東部西部ハ地方ノ稱呼ニアラズト雖トモ、地形及風俗等ノ狀況ニヨリ、便宜上大別シテ今茲ニ稱呼ヲ付セルナリ)。西部ハ南北ニ長ク、東部ハ東西ニ延ヒ、全郡ノ地盤殆ント丁字形ヲナセリ。(虫損)部ヲ細分スレハ左ノ如シ。

東部

上郷 長野村以西ヲ称ス。  
下郷 豊成村以東ヲ称ス。

西部

伊北郷 北部ニアリ。  
伊南郷 中央ニアリ、西部ニ及ブ。兩郷ノ分界ニ村アリ。界村ト称ス。  
立岩郷 南部ニアリ。』

兩部ノ狀況ヲ記スルニ、東部ヲ挙ケテ次(虫損)西部ニ及ブ。

本書掲記セル計數中、其年(虫損)ヲ明記セサルモノハ明治十九年中ノ事實ニ係リ、現在數ニ依ルベキモノハ、全年十二月尽日ニ抛ル。』

東部

一 氣候

極寒一七度、一、二月ノ交。極暑九四度、七、八月ノ交。冬季北風、



二遭遇シ、賣渡スモノ十中八九ヲ占メ格外高價ニ当リ（負債者カ家計困難ニ際シ、多額ノ負債ヲ償フ能ハズシテ所有ノ耕地ヲ引渡ス等ノ場合、所謂千両ノ換リニ編笠一蓋トモ云フベキ也）或ハ格外低價（土地所有者カ或ル事情ニ迫ラレ賣渡シヨ必要トスル場合）ナル事アリ。宅地ノ貸借ハ殆ントナク、其賣買モ亦極メテ少ナキニヨリ、今耕地ヨリ推測シテ茲ニ掲記セリ。

稲ハ早稲ヲ作ルモノ最モ多ク、中稲之レニ次キ、晚稲最モ少ナシ。之レ氣候ノ寒冷早く到ルニヨル。

部内ノ收穫米ハ部内人民ノ常食ニ足ラスシテ、其不足ハ若松地方ヨリ輸入ス。』

俵ハ三斗又ハ四斗入トス。

秋收後ノ取扱方ハ稲ノ木一面黄熟スルヲ俟チテ刈取リタルモノヲ掛干シテ乾燥ナラシメ、積雪ニ際スレハ、屋中ニ納メ又ハ屋外ニ積置キ（其積方ハ穂ヲ中点ヘ向ケテ円形ニ並列シ、層々積ム事高サ六、七尺。上部ヲ円錐形トナシ、藁ヲ屋根状ニ覆フテ雨雪ノ侵入ヲ防ク。）

扱キテ梱トナシ、貯蔵スルヲ常トス。俵造リハ尋常ニシテ敢テ改良等ノ企ナシ。之レ他方ニ運輸セザルカ故俵装束上ノ注意薄キナルベシ。尤運搬ヲ要スルトキハ叭（筵一枚ヲ二ツ折ニシ、縫ヒ合セ袋状トナセルモノ）ニ容ルルヲ常トス。

麦ハ大麦ヲ作ルモノ多シト雖トモ、畑作中最モ多ク耕作スルハ蕎

麦、大豆、粟等ナリ。麦ハ部内ノ食糧トナスノ』ミ。他ニ輸出セス。豊成村、栄富村等ハ、煙草ヲ耕作シテ利得多シ。

小作ハ概スルニ無定期ニシテ、小作米ノ如キモ口頭ノ約定ニ成ルモノ多シ。約定証書ヲ作ルハ漸ク近年ニ始マレリ。小作米ハ、濫リニ増減スル事ナシト雖トモ甚タシク收穫少ナキ年ハ、借地人ノ請ヒヨリ幾分力減スル事アリ。小作証書ハ左ノ如ク認ムルヲ常トス。

田地小作証

国郡村字番地

一、田壹反五畝步 小作米一ヶ年米壹石十一月限り

此地價五拾円 ノ事。

右ハ本年ヨリ来ル何年迄（又ハ来ル何年迄ノ五字ナシ）小作ノ為

メ借受申候処確實也。然ル上ハ小作米々々期限ノ』

通差上可申候間地租諸役共（借地者カ地租等ヲ出ストキハ其旨ヲ記載ス。）

貴殿ニ於テ可被相納、為後日証書仍テ如件。

村

年月日

小作人 氏名○

受人 氏名○

宛

田畑共近年ノ收穫上ニ付、年々多少ノ増減アリト雖トモ概シテ豊熟ナラザルハナシ。其原因氣候ノ適順ナルニアリ。

耕作法ノ近郡ト異ナルモノナシ。

例年春末降霜ノ為メ桑葉ニ多少ノ害ヲ蒙リ、六、七月ノ交、風雨ノ為メ麻畑ニ損害ヲ来タス事アリ。』

古来旱損ニ逢フ事凡七ヶ年ニ一度、水損ヲ蒙ル事三、四ヶ年ニ一度トス。尤近年之レ等ノ損害著シキモノナシ。

堰溜井用水等ニ大土功ト称スベキモノナシ。』

#### 四 町村戸口地租

町ナシ。

村四十三。地租壹万二百四拾六円七拾九錢五厘。

内百戸以上ノ村四、田島、豊成、栄富、糸沢。

置縣後合併セル村名左ノ如シ。但合村ノ原因ハ官ノ勧誘ニ出シモノナリ。

小出村 沼尾村 湯原村 小野村 沢入村 大窪村 水門村

合併改 小沼寄村 合併改 湯野上村 合併改 澳田村

田代村 蘆原村 中妻村 本九々布村 寺村

合併改 高隣村 合併改 中妻村

刈合村 榎原村 上添村 小山村 倉村 岩本村

合併改 豊成村

成岡村 萩原村 板倉村 小池村 倉谷村 水抜村

明治二十年「南會津郡 民度区域取調」とその作成に関わる史料

合併改 栄富村』

安張村 桑取火村 磯上村 志源行村 石井村 日影村 原村

合併改 三井村

合併改 新開村

戸石村 赤土村 櫻山村 中倉村 桃曾根村 赤岩村

合併改 戸赤村 合併改 中山村 合併改 桃曾根村 檜木原村

田島村 新町村 上塩沢村 下塩沢村 合併改 沢田村

合併改 田島村 合併改 塩江村

大豆渡村 黒沢新田村 枚ノ沢村 木合村 原村 松川村

合併改 静川村 合併改 大松川村

小松川村 寺山村 赤岡村 張平村

合併改 合川村

右合併セシト雖トモ数千百年間一村ヲナシ来リ、既ニ共有ノ財産アリ。或ハ共同ノ事業アリ。各村特異ノ習慣アリテ、容易ニ合同シ難キノ実況ニシテ只名義上』ノ一村タルモノ多ク、中ニハ今日ニ至リ、反ッテ復旧ノ説ヲ発スル事アリト云フ。

戸数 二、五八〇（士族、七。平民、一、一五七三。）  
 十八年ニ比スレハ士族二戸ヲ減シ、平民十一戸ヲ増セリ。総戸数九戸ヲ増加セリ。

人口 一四、三九八（士族、四六。平民、一四、三二二。）

一ヶ年平均凡九十人ヲ増加セリ。其理由ハ他ヨリ移住人員ノ増加スルニアラズシテ、死亡者ヨリ出生者ノ多キニアリ。』

五 風俗生計

一家一ヶ年ノ生計費ハ、上等式百五拾円、中等百円、下等七拾円ナリトス。

衣服ハ常用上等ハ綿衣、中等ハ綿衣ノ古着、下等ハ綿衣又ハ麻衣ヲ纏フ。晴着トナスモノ左ノ如シ。

男

絹ノ衣服（羽織袴共）ヲ着ケ、桐足駄ヲ穿チ、絹張ノ蝙蝠傘ヲ携フ。特ニ帯ハ良品ヲ選フカ如シ。

羽織ハ長クシテ、袴ハ裾高ヲ用ユ。靴ヲ穿クモノ近年追々増加ス。シヤブヲ用ユルモノハ其數甚少ナシ。

服装ノ外形前者ノ如シト雖トモ其物質ハ綿糸製ニシテ、損シ易

女

絹ノ衣服ヲ着用シ、表付キノ桐下駄ヲ用ヒ、傘ハ絹張ノ蝙蝠傘又ハ雨天ト称シ、晴雨共ニ適ス

ベキ旧様ノ紙張傘ニシテ、頭飾ハ籠甲ノ簀及銀簪等ヲ用ユ。一般ノ裝飾總テ旧風ニ據リ、変休ヲ呈セス。帯ハ絹織ヲ用ユ。』

木綿衣ヲ用ヒ、下駄ハ表付キノ粗物ヲ穿チ、木綿張ノ蝙蝠

中 等  
 カラサルヲ好ム。則チ地織ト稱シ、各農家ニテ綿糸ヲ購求シテ織リ成スモノヲ喜ブ。袴ハ旧式ノ座袴ニシテ、蝙蝠傘ハ絹張ト

木綿張相半ハスベク、又紙張ノ雨傘ヲ用ユルモノ少ナカラス。

服装中等ニ準ズト雖トモ其物質粗悪或ハ古物（先代ノ譲リ物又ハ古着）ヲ用キ、履物ハ草履或ハ朴ノ下駄足駄等ヲ穿チ、木綿張ノ蝙蝠傘又ハ旧來ノ雨傘ヲ用ユ。其羽織袴等ハ永ク用ヒタルモノニシテ甚タシク垢付キ古ヒタルヲ着用ス。頭髮ハ依然結束スルモノアルヲ見ル。

傘又ハ雨天ヲ用キ、頭ニハ洋銀製等ノ簪ヲ用ユ。帯ハ絹綿ノ交織物又ハ唐縮緬天鷲織等ニテ作ル。

價格ヲ以テ見ルトキハ、男子カ中等ノ下ノ服装ニ準スルヲ得ベシ。家計ノ困難ナル割合ニ係ハラズ、婦女子ハ外飾ニ注意深キ傾向アリテ、婦女ノ子勤勞ノ目的ハ、美服ヲ購ハントスルニアリト云フモ不可ナカルベキ有様ニシテ、借財アルヨリハ、服装ノ醜キ耻ツルノ景況ナリ。

考 備

衣服冠履等身ノ外飾ニ注意スルハ、公務ヲ奉スルモノ最上ニ居リ、民間ノ青年輩之レニ次ク。金満家ハ概シテ質素ノ風アリ。而シテ最モ裝飾ニ心ヲ用ユルハ婚葬ノ二式ニシテ、男ハ此際麻上ミ下モヲ着用スル事、旧時ニ異ナラス。

外國ノ風俗ヲ学フモノ殆ント稀ナリ。朝夕新聞雜誌ヲ手ニスルモノハ喋々外國ノ有様ヲ談論スルモノアリト雖トモ『未夕躬行ノ勇ナシ。洋服ヲ着クルモノハ、官吏教員輩ノミ。日常ノ應接洋風ト呼ヒ開化ト称シ、青年輩ハ粗略ニ流ルルノ狀況アリ。』

曆ハ一般太陰曆ヲ用ユ。太陽曆ハ官廳及人民ヨリ官廳ニ對セル書面等ニ用ユルノミ。

食物ハ一日三食ニシテ上等ハ米飯、中等ハ米ニ粟又ハ根菜ノ混炊、下等ハ粟麥芋菜葉ノ雜炊、蕎麥粉ノ焼餅、馬鈴薯芋ナリ。

會飲ノ習慣、恵比壽講ハ商家又ハ金満家等、日待ヲナスハ中等ノ中以上ニシテ、其他壯年輩ニ山ノ神講ト称シ、一三日間乃至四日間集會ニテ飲食ヲ恣ニシ、馬ツクラヒ(ツクラヒハ繕フノ義ナルベシト)称シ、一年四季馬ニ鍼治ヲ施シタル際、集合シテ飲食ヲナシ、其他』

二百十日ノ前祭り或ハ天氣祭ト呼ヒ、會飲スルモノアリ。婦女子間ニハ地藏講、觀音講等ト称スルモノアリ。概スルニ名ヲ神仏ニ仮リ、各自ノ食欲ヲ飽カシムル事恰モ都會ノ地ニテ青年輩力、名ヲ親睦懇親ニ仮リテ酒宴ニ酔ルニ異ナラス。

自家用料酒造戸數ハ六百三拾九戸ニシテ、百戸中二十五戸ノ比例ニ當ル。

家屋ハ左表ノ如シ。

建坪 屋根

借家料並地賃共一ヶ月

新築一坪ノ費用

円

円

明治二十年「南會津郡 民度区域取調」とその作成に関わる史料

上等 八〇 萱葺 三、〇〇〇 五、〇〇〇

中等 四〇 全 一、〇〇〇 三、〇〇〇

下等 二〇 全 〇、四〇〇 一、八〇〇

木材ハ部内ノ産出品ニテ充分ナリ。』

日用品中他方ニ仰クモノハ、呉服反物及魚塩等ニシテ、他ハ部内ノ産出品ヲ用ユ。

部内ニ冠タル財産家五人、醸造業及商業家ナリ。

縣會議員選舉権ヲ有スルモノ四〇一人、同被選舉権ヲ有スルモノ三十五人アリ。

徴兵適齡九十一人、内合格者七十一人、現服役二十四人ナリ。』

六 物産

蚕糸 百二十三貫目

内

生糸 百貳貫目

屑糸 七貫目

玉糸 拾四貫目

繭 百六拾七石

桑ハ天然生ノ山桑、又ハ耕地ノ四圍、崖地、川岸地等ニ植付ケタルモノニシテ整然桑圃ノ体裁ヲナセシモノ甚稀ナリ。故ニ尅反歩ニ對スル産額等算出スルニ由ナシ。但三ヶ年以來尅貫目ノ價二三錢、乃至拾貳三錢ニシテ、平均七錢前後ニ相當ス。

明治二十年「南會津郡 民度区域取調」とその作成に関わる史料

生糸ノ製造上本年ニ至リ、大ヒニ改良ノ緒ニ就ケリ。』  
生糸五ヶ年以來ノ産額左ノ如シ。

産額	價格	内海外輸出向	
		円産額	貫價格
十六年	二〇	五八〇	〇
十七年	三四	九四〇	〇
十八年	九五	二、八〇〇	〇
十九年	一二三	四、九〇〇	〇
二十年	一七九	五、三七〇	六三
			一、〇五〇

桑苗植立ノ數ハ左ノ如シ

十七年	一七、〇〇〇本
十八年	三六、〇〇〇
十九年	九四、〇〇〇

馬數ハ式千八百九頭ニシテ、悉皆日本種ナリ。

産馬ハ一ヶ年販出高(上野及武蔵ノ秩父其外へ)凡四百頭、購入高(磐城

仙台地方)』凡五頭ナリ。取引上ノ旧慣記スベキモノナシ。牝馬ハ

一頭二、三拾円、幼馬ハ一頭拾円前後ナリ。但牧場ヲ設ケテ飼畜ニ

従事スルモノナク、農業ノ傍ラ飼畜繁殖セシムルナリ。

産馬會社ハ社益薄キニヨリ、人民ハ一般ニ解散ヲ希望スルノ状アリ。

牛ハ僅カニ拾壹頭ニシテ、荷物ノ運搬用ノミ。故ニ屠殺及搾乳等ノ

事ナシ。

鶏ハ一戸二、三羽乃至四、五羽ヲ飼置クノミ。

豚羊ヲ飼ウモノナシ。

製茶者ナシ。

漆器ハ數年前、田島及静川ニ於テ製造セシカ、近年大ニ退縮シテ殆

ント其跡ヲ没スルニ至レリ。

陶器製造ハ田島村ニ萬古燒アレトモ價格不廉販路』狭小ニシテ勢振

ハス。

麻ハ一ヶ年八千貫目余ヲ産出シ、京濱及下野地方ニ輸出ス。』

七 職業

農 五千三百七十人 商 百五十人 工 百十人

雜業 百人 内漁業ナシ。

酒屋 十二戸 菓子屋 五十三戸 遊藝 一人

書肆 二戸

右各種共專業者極メテ少ナシ。』

八 学事

学校ハ小学校ノミニシテ總數十八、内高等、一、尋常、二、

簡易、十五アリ(廿年四月調)。

就学者等左ノ如シ。

学齡	男	女	計
一、四一八	一、二六二	二、六八〇	

就学生 九四八 三四九 一、二九七  
 不就学生 四七〇 九一三 一、三八三  
 本部内ヨリ他方ニ在学ノモノ福島尋常師範学校二一名、東京漢洋学  
 ノ私塾ハ入学生二名、其他詳カナラズ。』

九 宗教

人民ノ重モニ信スル宗教ハ佛教ナレトモ、熱心以テ信仰スルニアラ  
 ス。習慣ノ勢力之レヲ帰依セシムルモノノ如シ。一般ニ宗教ヲ度外  
 ニ置キ、其必要ヲ感セサルノ景況ニシテ、神官僧侶ノ説教等ハ、近  
 年絶テナス事ヲ聞カズ。

教會所ノ設ケハ神道二ヶ所、仏道拾壹ヶ所アリ。

寺院ノ数二十三、内真言宗十三、真宗三、時宗一、天台宗一、浄土  
 宗一、曹洞宗四。

耶蘇教ハ、宣教師時々来地シテ布教ヲ図リ、信徒十余人アリト雖ト  
 モ速カニ擴張シ得ベキ模様ナシ。』

十 物價

壹石ニ付米四円八拾四銭、麦四円六拾五銭、大豆四円、酒拾五円。  
 大工手間賃一日金拾銭、桶工全上金拾銭。耕夫雇賃全九銭。  
 大根野菜等ノ賣買極メテ稀ナリ。呉服古着ノ類、若松ニ比スレバ壹  
 割余ノ高價ナリ。』

十一 衛生

地方病ト称スヘキモノナシ。通常最モ多キハ消化器病ナリトス。

其原因食物ノ粗悪ナルニアリ。

昨十九年ハ関本村ニ虎列刺病發生シ、其勢速カニ増進シテ、数十日  
 間ニ四十四人トナリ、内死スルモノ二十六人。本年ハ前年ニ懲リ、  
 充分ニ豫防法ニ注意シ、今日ニ至ル迄、該病ノ發スルナシ。

腸窒扶斯病ハ年々多少ノ患者アリテ絶滅ニ帰セズ。

出産死亡及其他ノ計數ヲ掲クル左ノ如シ。

	出産	死亡	生命年齢平均數
十七年	二八二	二五〇	四〇
十八年	二九九	二三八	四一
十九年	三〇一	二六五	三八

婚姻ハ男十九年乃至二十二年、女十五乃至十八年ヲ以テ普通トス。』

十二 犯罪其他

處刑ノ最モ多キハ、税則違犯、窃盜及賭博犯ナリトス。  
 公賣処分ハ十八年度二百八十九人ナリシカ、十九年度ハ減シテ  
 百二十六人トナレリ。其原因十九年度ニ於テハ、前年度ヨリ幾分カ  
 民力恢復ノ途ニ就キシニアリ。

身代限ハ十八年、十九年共各壹戸ナリ。如此右処分ヲ受クルノ尠キ  
 ハ、出訴上ノ手數ヲ恐レ、相對示談スルニヨル。』

十三 諸税及協議費

十九年度調

国税 壹万五千九百拾三元

地方税 六千三百五拾八円

村費 六千八拾壹円

協議費 四千百三円』

#### 十四 雑件

積雪中男ハ概子下野、常陸、又ハ磐城地方ニ屋根葺業ノ出稼ヲナス。然レトモ近年其所得甚タ少ナシ。家ニアル男女ハ麻糸、麻織物、藁仕事、煙草製造等ニ従事ス。越後地方ヨリ出稼人ノ来ルモノハ大工ヲ最モ多シトス。之レニ次クモノハ桶工、及他ノ雜業者ニシテ、往々籍ヲ移シテ永住スルモノアリ。

通例、朝ハ夜明ケト共ニ（農桑繁劇ノ時ヲ除キ）起キ、夜ハ十一時過臥床ニ就ク。夜業ハ男ハ藁仕事、女裁縫等ニ従事スル事多シト雖トモ、全時間ノ三分一ハ空談雑話ノ為メニ空消スルヲ常トス。総テ職業上勤勉ナリトハ称シ難シ。休業日ハ、一定セズト雖トモ概シテ陰曆ノ朔日、十五日、廿八日等ハ休業シ、其外臨時休業』ノ日ヲ定ムル事アリ。夏日ハ昼休ト称シ、食後一時間乃至二時間余安眠ヲ貪ル慣習アリ。但云フ体力限アリ。炎暑ノ候休息ヲナサザレハ、体力ノ衰弱甚タシク、得失相償ハズト。未タ其言ノ当否ヲ知ラズ。

本郡一般芝居興行ニ心酔スルノ習慣アリ。其弊東部ニ於テ最モ深シ。今其概況ヲ挙クレハ、古来農家ノ子弟繁農ノ候ヲモ顧ミス、其技ヲ習フ事數十日、之ヲ演スルヤ近隣ノ親族知友ヲ招キ、社堂地又ハ草野ニ場所ヲ設ケ、終夜飲食シツ、之ヲ觀セシム。甲村ハ乙村ヲ

招キ、丙村ハ丁村ヲ招ク、交互競ウテ止マス。終始數日間為メニ費用ト光陰ヲ空消スル事実ニ甚タシク、其間老幼男女ヲ論セス、心ヲ此一点ニ傾ケ東西ニ奔走スル。殆ント狂スルモノノ如ク、且之レカ興行ヲ機トシ、少年子女カ相誘フテ、其品行ヲ壞乱スル事極メテ深シ。十數年来農家子弟演技ノ弊風ナシト雖トモ、之レニ換ユルニ俳優ヲ招キ、甲乙相競フテ觀覽スルノ状、前者ニ次ク。其費用ト光陰ヲ空消スル事大ヒニ減却セリト雖トモ、少年子女ノ風儀ヲ乱スベキ媒介物タル事蒙モ前日ニ劣ラス。』

#### 西部

##### 一 氣候

極寒一七度、一、二月ノ交、極暑九二度、七、八月ノ交、冬季北風多クシテ寒烈ナリ。夏ハ南風多クシテ暑熱ヲ誘致シ、東南風ノ氣候不順ヲ致スハ、東部ニ全シ。

霜ハ十月初メテ降り、翌年五、六月ニ至テ止ミ、雪ハ十月初メテ降り、翌年五月ニ至テ融解ス。

風雨ノ害ヲ蒙ルハ、南部ヲ以テ最トシ、洪水ノ侵襲ニ逢フハ、中央部ヨリ北方ニ多シ。甲ハ七、八月ノ交、乙ハ積雪融解ノ際及ヒ、七、八月ノ交ニアリ。伊南川ノ兩岸ハ農作物ノ霜害ヲ蒙ル事少ナシ。之レ川霧ノ為メニ霜ノ結フヲ、妨クルナリト云フ。』

#### 二 地形

西方八十里越、朝草ヶ嶽、六十里越、大鳥岳及ヒ只見川ノ上流ヲ以テ、新潟縣下魚沼郡ニ接シ、南方赤安、黒岩、田代、荒海等ノ諸山ヲ以テ群馬縣下利根郡及ヒ栃木縣下都賀、塩谷ノ両郡ニ連リ、東方中山、保城、駒戸ノ三嶺ヲ以テ本郡ノ東部ニ界シ、北方ハ本縣下大沼郡及新潟縣下東蒲原郡ニ接ス。本部内ノ村落ハ、南東北ノ三方ニ偏在シ、中央以西ハ山嶽重疊殆ント人跡ヲ絶ツ。

幅凡拾間以上ノ川十一線（只見川、伊南川、石伏川、黒谷川等名アリ）。凡拾間以下ノ川澤七十線。川ハ只見川ヲ最モ大ナリトス。然レトモ舟楫ノ利ナク、木材ヲ筏流スルノ便アルノミ。』

駒ヶ嶽最高山。雪ハ十月降り始メ、翌年七月ニ至テ消ユ。駒ヶ嶽、朝草岳ニ測量標点アリ。

蒲生、叶津、八総等ノ村々ニ銅鑛ヲ有スル山嶽アリト雖トモ其産出高僅少ニシテ、目下坑業ヲナサザル個所多シ。

国道ノ本郡部内ヲ貫通スルモノナシ。』

### 三 耕宅地

近年ノ屯反歩當リ平均ヲ揚クル左ノ如シ。

收穫	賣買地價	券面地價	小作米
石			石
上米	一、五〇〇	二七円	二〇円
中同	一、二〇〇	二〇	一五
下同	〇、四五〇	九	五
			〇、四〇〇
			〇、六〇〇
			〇、八〇〇

明治二十年「南會津郡 民度区域取調」とその作成に関わる史料

畑	上麦	〇、九〇〇	一二	一〇	〇、二〇〇
中同	〇、五〇〇	九	七	〇、一〇〇	
下同	〇、三五〇	五	三	〇、〇六〇	
				円	

宅地	上	二一	一八	二、〇〇〇
中	一四	一二	一、五〇〇	
下	五	三	一、〇〇〇	

前表備考、耕地賣買地價云々東部ニ全シ。』

稲ハ早稲ヲ作ルモノ最モ多ク、中稲之二次キ、晩稲ヲ作ルモノハ甚タ少ナシ。之レハ氣候寒冷ノ去ル事遅クシテ、来ル事速カナルニ依ル。殊ニ只見地方ニ至リテハ、積雪深キ年ハ天然ノ融解ヲ俟ツ能ハス、人工ヲ以テ苗代ノ雪ヲ消シ、耕鋤播種ノ準備ヲナス事アリ。秋收ノ節ハ最モ繁忙ヲ極メ、田圃耕作物ノ收穫前雪ニ覆ハレン事ヲ之レ恐ル、ノ景況ナリ。

部内ノ收穫米ハ部内人民ノ常食ニ足ラスシテ、其不足ハ若松地方ヨリ本郡東部ヲ経テ輸入ス。俵ハ五斗入ヲ以テ通例トス。

秋收後ハ稲ヲ掛干シトナシ、積雪前ニ家屋ニ運ヒ入レ、扱キ取りテ刎トナシ、土蔵ニ貯フ。俵造リハ尋常ニシテ、敢テ改良等ノ企ナシ。俵ハ前項ニ揚クル如ク『五斗入ナルカ故、取扱上、過重ニシテ不便ナルヲ見ル。』

麦ヲ耕作スルモノ少ナシ。之レ積雪深クシテ麦苗ノ腐敗スル事多キ

ニヨル。多ク畑作トナスハ蕎麦、大豆、粟等ナリ。皆部内ノ食料トナスノミ。他ニ輸出セス。

小作ハ概ネ無定期ニシテ、之レカ貸借及小作米高ノ如キ、多クハ口頭ノ契約ニ成ル。小作証ヲ作ル等極メテ稀ナリト雖トモ、人民互ニ徳義ヲ重ンジ、違約紛糾ヲ生スル等ノ事ナシ。天災等ニヨリ甚タシク收穫少ナキ年ハ、借地人ノ請ニヨリ小作米ヲ減スル事東部ニ全シ。

田畑共近年收穫上年々増減アリト雖トモ、概シテ豊熟ナラザルナシ。之レ氣候ノ適順ナルニヨル。耕作法ノ近郡ト異ナルモノナシ。』

例年春末降霜ノ為メ、桑葉ニ多少ノ害ヲ受ケ、六、七月ノ交、風雨ノ為メニ麻畑ニ損害ヲ来タシ、沿川ノ地ハ較モスレハ洪水ノ為メ田圃ヲ失ヒ、或ハ堤防ヲ破壊セララル事アリ。

古来旱損ニ逢フ事凡ハケ年ニ一度、水損ヲ蒙ル事三、四ヶ年ニ一度トス。尤近年之レ等ノ損害甚タシキモノナシ。

堰溜井用水等ニ大土功ト称スベキモノナシ。』

四 町村戸口地租

町 ナシ。

村 五十六ヶ村。地租七千貳百八拾七円五拾八錢壹厘。

内百戸以上ノ村一、和泉田。

置縣後合併セル村名左ノ如シ。

熨斗戸村 伊豫戸村 前沢村 福渡村 八總村 井桁村 精舎村 岩下村

合併改 熨斗戸村 合併改 中ノ井村 合併改 八總村

戸中村 押戸村 吉高村 貝原村 角生村 湯ノ岐村 湯ノ入村 水引村

合併改 湯ノ花村

塩ノ原村 田ノ瀬村 助木生村 小高林村 木賊村 川衣村 穴原村

合併改 塩ノ原村 合併改 宮里村

片貝村 富山村 布沢口村 滝原村 中小屋村 山口村

合併改 片貝村 合併改 坂田村 合併改 山口村

恥風村 朴木村 和泉田村 小野島村 上荒井村 下荒井村

合併改 恥風村 合併改 和泉田村 合併改 福井村

右合併セルハ、當時官ノ勧誘ヲ受ケテナセルモノニシテ、只名義上一村ニシテ、其実和親合同セザルモノナキニアラス。

改称セサルモノ左ノ如シ。

泥島村 改亀岡村 落合村 改内川村

右泥島村ヲ改称セルハ該村地位、伊南川ノ衝路ニ當リ、年々水害ヲ蒙ル事甚タシキニヨリ、水邊ニ縁アル泥島ノ名ヲ忌ミ、亀岡ト改メタルナリ。落合村ハ本郡東部ニ同名ノ村アリ。彼此紛レ易キニヨリ

内川ト改称セリ。』

戸数 二二、二四〇（士族、ナシ。平民、二二、二四〇。）

十八年二比シ増減ナシ。

人口 一一、二九四（士族、ナシ。平民、一一、二九四。）

人口ハ一ヶ年平均凡七十人ツヽヲ増加セリ。其原因出生死亡ノ差違アルニアリ。』

### 五 風俗生計

一家一ヶ年ノ生計費ハ上等式百円、中等九拾円、下等六拾円ナリトス。衣服ハ常用上等ハ綿衣、中等ハ綿衣ノ古着及麻衣、下等ハ中等ト性質同シケレトモ品格頗ル粗悪ナリ。窄袖ノ上着及袴衣ニ、糸ヲ以テ蜘蛛網状又ハ花様ヲ縫ヒ出シテ着用スルハ他方ニ多ク見サル処ナリ。

#### 男

上  
絹ノ衣服羽織袴ヲ着ケ、朴ノ下駄足駄ヲ穿テ、絹張ノ蝙蝠傘又ハ旧来ノ雨傘ヲ携フ。長羽織、袴高ヲ用ユルモノ少ク、シヤップ靴等ハ甚タ稀ナリトス。

#### 女

絹又ハ木綿ノ衣服ヲ着ケ、表付又ハ尋常ノ下駄ヲ用ヒ、傘ハ絹張ノ蝙蝠傘又ハ雨天ニシテ、頭ノ飾リニハ籠甲ノ簪及ヒ銀簪等ヲ用ユ。裝飾總テ旧風ヲ變セズ。』

中  
衣服ハ總テ綿布ニシテ（帯ハ絹ヲ用ユルモアリ）羽織、長カラス、袴ハ旧風ノ座袴、蝙蝠傘ハ木綿張ニシテ、紙張ノ雨傘ヲ用ユルモノ多シ。

等  
服装ノ外形中等ノ如シト雖トモ垢衣

綿衣ヲ用ヒ、下駄ハ朴胡桃樹等ニテ造リタルモノ。傘ハ多ク雨天ニシテ、洋銀製ノ簪ヲ頭ニ挿ス。帯ハ唐縮緬等ヲ普通トス。殊ニ紅色ヲ装フヲ好ムカ如シ。中等ニ比スレハ数等ヲ減スヘシト雖トモ

下  
整袴甚シク、履物ハ藁草履又ハ粗末ナル下駄等ヲ穿ク。頭髮ノ結束者アル事東部ヨリ甚タシ。

男子ノ服装ニ比スレハ数等ノ優レルヲ見ル。

備  
衣服冠履等外飾ニ注意スルハ、公務ヲ奉スルモノ最上ニ居リ、青年ノ輩之レニ次ク。流行風ニ移ル事東部ヨリ速カナリト雖モ、服装一見シテ其拙ナルヲ見ルヘシ。之ヲ例センニ男子ニシテ鮮明ナル綠色、紫色、紅色等ノ襦袢ヲ着シ或ハ濫リニ襟卷ヲ用ヒ、眼鏡ヲ掛ケテ愉快ノ色ヲ呈スル』等反ツテ品格ヲ失フモノアリ。

外国ノ風ヲ學フモノ甚タ稀ナリ。洋服ヲ着ケルモノハ官吏教員輩ノミ。

西部ノ人民ハ東部ノ人民ニ比スレハ質朴ノ風最モ深く、世上風潮ニ後ルル事亦一層甚タシク、平素ノ生計等ハ旧慣ニ安ンジ、進取ノ氣象ニ乏シ。

曆ハ一般太陰曆ヲ用ユ。太陽曆ハ官廳及人民ヨリ官廳ニ對セル書面等ニ用ユルノミ。五節句ノ祝日等旧時ニ異ナラス。

食物ハ一日三食ニシテ上等ハ米飯、中等ハ米粟又ハ根菜ノ混炊、下等ニ至ツテハ粟麥芋菜葉ノ混炊、蕎麥粉ノ焼餅等ハ上ニ位シ、馬鈴薯、玉蜀黍ヲ食シ、甚タシキハ夏秋ノ候、桃栗青豆等ヲ以テ生活スルモノアリ。

食飲ノ習慣ハ東部ト大同小異ニシテ、只彼ニ比スレハ質素ニシテ、彼レノ清酒ヲ用ユル処、濁酒ヲ以テシ、彼レノ魚肉ヲ用ユル処、菜

蔬ヲ以テ満足スルノ類ナリ。

自家用料酒造戸數ハ六百廿六戸ニシテ、百戸中凡二十八戸ニ當リ、東部ニ比スレハ其數多シトス。之レ清酒釀造家ナクシテ、購求ノ不便ナルニヨル。

家屋ノ建坪等左表ノ如シ。冬季積雪深キニヨリ、建築方東部ニ比スレハ堅固ナルヲ見ル。

建坪 屋根 借家料並地賃共 新築一坪費用

円 円

上等 七〇 萱葺 二、〇〇〇 四、五〇〇

中等 四〇 全 〇、九〇〇 二、八〇〇』

下等 三〇 全 〇、三〇〇 一、七〇〇

木材ハ部内ノ産出品ニテ充分ナリ。

日用品中他方ニ仰クモノハ、呉服反物及魚塩等ニシテ、他ハ部内ノ産出品ヲ用ユ。

部内ニ冠タル財産家三人、醸造業及ヒ商業家ナリ。

縣會議員選舉權ヲ有スルモノ百廿五人、同被選舉權ヲ有スルモノ九人アリ。

徴兵適齡八十四人、内合格六十八人、現今服役中ノモノ三十六人アリ。』

六 物産

蚕糸 千百貫目

内

生糸 八百拾三貫目

屑糸 貳百五拾九貫目

玉糸 貳拾八貫目

繭 千貳百七拾九石

桑ハ天然生ノ山桑又ハ耕地ノ四圍、崖地、河岸地等ニ植付ケタルモノニシテ、未タ整然桑園ノ体裁ヲ具備セシモノ少ナシ。故ニ今尙反歩ニ對スル産額等ヲ記スルニ由ナシ。但三ヶ年以來尙貫目ノ價七、八錢、乃至拾貳、三錢ニシテ、平均拾錢内外ニ當ル。』

生糸ノ製造上ニ付キ、年年進歩ノ勢アリ。本部ハ古來養蚕ヲナシタル地ニ付、東部ニ比スレハ遙カニ精好ノ品ヲ出ス。生糸、五ヶ年以來ノ産額左ノ如シ。

産額 價格 内海外輸出向

貫 円 産額 貫 價格 円

十六年 四〇〇 一八、四〇〇 一八〇 九、〇〇〇

十七年 六三〇 二五、二〇〇 二七〇 一一、四〇〇

十八年 七五〇 三〇、〇〇〇 四五〇 一九、〇〇〇

十九年 一、一〇〇 四三、六〇〇 四五〇 二〇、〇〇〇

二十年 一、五二六 五六、四六二 五六七 二五、五五〇

桑苗植立ノ數ハ左ノ如シ

十七年 二九、〇〇〇本

十八年 三五、〇〇〇』

十九年 四二、〇〇〇

馬数ハ千二十一頭ニシテ、悉皆日本種ナリ。

産馬ハ一ヶ年販出高（上野及武蔵ノ秩父其他）凡百七十頭、購入高（本郡東部）凡二十頭ナリ。取引上ノ旧慣記スベキナシ。

牝馬ハ一頭二拾円、幼馬ハ一頭六、七円前後ナリ。但牧場ヲ設ケテ飼畜ニ従事スルモノナク、農業ノ傍ラ飼畜繁殖セシムルナリ。

産馬會社ハ社益薄キニヨリ、人民ハ一般ニ解散ヲ希望スルノ状アリ。

牛ヲ飼フモノナシ。豚羊亦全シ。

鶏ハ一戸四、五羽程ツ、飼置クノミ。

漆器陶器ノ製造及製茶者ナシ。

麻ハ一ヶ年算出高凡式万貫目、京濱及下野』地方ニ輸出ス。』

### 七 職業

農 四千二百人 商 百人 工 八十人

雜業 六十人 内漁業一人。

酒屋 ナシ 菓子屋 五十七戸 遊藝 一人

書肆 ナシ

右各種共專業者極メテ少ナシ。』

### 八 學事

學校ハ小学校ノミニシテ總数十八、内尋常、四、簡易、十四アリ

（廿年四月調）

就學者等左ノ如シ。

男 女 計

學齡 九一四 八五四 一、七六八

就學生 六一一 一三三 七四四

不就學生 三〇三 七二一 一、〇二四

本部内ヨリ東京へ醫學修業ノモノ二名、他ハ詳カナラズ。』

### 九 宗教

人民ノ重モニ信スル宗教ハ、佛教ナレトモ熱心ヲ以テ信仰スルニアラズ。宗教ノ何物タルヲ弁知セス。之レヲ度外ニ置クノ輩、最モ多シ。

神官僧侶ノ説教ヲナスヲ聞カス。

教會所ノ設ケハ神道四ヶ所、佛道六ヶ処アリ。

寺院ノ数二十三、内真言宗五、真宗十、時宗一、浄土宗二、曹洞宗

五。

耶蘇教ナシ。』

### 十 物価

壹石ニ付米五円四拾錢、麦五円式拾錢、大豆四円四拾錢、酒拾八円

五拾錢。

大工手間賃一日金拾錢、桶工全上金拾錢。耕夫雇賃一日金九錢。

野菜ノ賣買ナシ。呉服古着紙筆等ノ雜品東部ニ比スレバ壹割餘ノ高

價ナリ。』

十一 衛生

地方病ト称スヘキモノナシ。通常多キハ消化器病ナリトス。之レ其食物ノ粗悪ナルニヨル。呼吸器病之レニ次ク。氣候ノ凜烈ナルニ因ルカ。流行病ハ甚タ少ナシ。稀レニ発スル事アリト雖トモ傳播ノ勢弱シトス。

出産死亡其他ノ計数ヲ掲クル左ノ如シ。

	出産	死亡	生命年齢平均数
十七年	二三五	二一八	五〇
十八年	一七六	二〇二	五一
十九年	二二九	一九六	四七

婚姻ハ男十九年乃至二十三年、女十五乃至十八、九年ヲ以テ普通トス。』

十二 犯罪其他

處刑ノ最モ多キハ、賭博犯及窃盜ナリ。

公賣費処分ハ十八年度ニ五十五人ナリシカ、十九年度ハ減シテ三十一人トナレリ。其原因十九年度ニ於テハ前年度ヨリ民力恢復ノ途ニ就キシニアリ。

身代限ハ十八年二六戸、十九年二三戸アリ。如此処分ヲ受クルモノ尠ナキハ、貸借上渋滞ヲ来タス事アルモ、出訴上ノ手數ヲ厭ヒ、相對示談ニ止マルモノ多キ故ナリ。』

十三 諸税及協議費

十九年度調

國税 八千四百四拾七円  
 地方税 四千七百四拾円  
 村費 三千六百八拾五円  
 協議費 五千六百六拾六円』

十四 雜件

積雪中男ハ下野地方へ出稼シテ家根葺又ハ伐木等ニ従事シ、女ハ家ニアリテ、麻糸又ハ麻織物ノ製造等ニ従事ス。然レトモ、伊北郷ハ男ノ出稼他ノ部落ニ比スレハ割合少ナシ。之レ積雪深クシテ、冬間屋根又ハ入り口等開通ノ為メ勞力ヲ要スルニヨル。越後地方ヨリ出稼ハ大工最モ多シト雖トモ、只見村近傍越後国ニ界セル村落ハ、農桑繁劇ノ際、雇人ル、事少ナカラス。彼ヨリ籍ヲ轉スルモノ亦多シ。朝ハ日出ト共ニ起キ出テ（農桑繁忙ノ時ヲ除キ）、夜ハ十一時過ニ臥スヲ通例トス。夏日晝休ミヲナス事東部ニ全シ。人民一般ニ東部ニ比スレハ勤儉ノ度ニ富ムト雖トモ、他ノ地方ト交際スル事少ナク、自カラ低度ノ生計ニ意ヲ安ズルノ傾ナキニアラズ。

休業日ハ一定セズ。陰曆ノ朔日、十五日、廿八日等ニ休業スル事アル等東部ニ全シ。

芝居興行ニ関スル件、東方ニ全シト雖トモ飲食ノ費用彼レノ半ヲ減スヘシ。』

南會津郡十七、十八、十九、三ヶ年平均

農産物及ヒ水産物收穫表

米	貳万七千五百石
麦	千四百九拾四石
大豆	貳千九百六拾六石
小豆	五百貳拾壹石
粟	三千百八拾壹石
稗	千五百八拾石
黍	三百九拾石
蜀黍	貳百五拾八石
蕎麥	三千五百六拾石
馬鈴薯	六万七千三百貫目
麻	壹万八千六百四拾貳貫目』
卷煙草	八千六百貳拾貫目
生糸	千八百八拾貫目
繭	八百貳拾石
大角豆	百六拾石』

南會津郡十七、十八、十九、三ヶ年平均

諸物價及諸職工賃錢表

米壹石二付金五円	
麦壹石二付金三円	
大豆壹石二付金四円	
塩壹石二付金三円貳拾錢	
酒壹石二付金拾三円	
石炭壹箱二付金貳円五拾錢	
農作雇人一ヶ年金拾貳円	但、衣食ハ雇主ヨリ給ス。
養蚕全	一日金拾八錢
大工全	一日金拾壹錢
桶屋全	一日金拾壹錢
石工全	一日金拾四錢』
屋根職雇人	一日金拾四錢
左官全	一日金拾四錢
木挽職全	一日金拾壹錢』
南會津郡十七、十八、十九、三ヶ年平均	
重要ナル輸出品高及ヒ金額表	
輸出ノ部	
生糸	千八百貫目 四万八千六百円
繭	三百石 五千円
麻	壹万貳千貫目 壹万五千円

麻布	千六百反	六千円
紫蕨	七千貫目	千円
人参	貳千貫目	貳千円
大角豆	三百石	千四百円
木地	貳千駄	貳千円
酒類	百四拾石	千六百八拾円
米	貳百五拾石	千貳百円』
煙草	四千貫目	五千円
麻糸	百八拾万繰	貳千貳百五拾円
馬	六百頭	四千円
	輸入ノ部	
米	壹万石	四万円
食塩	五万石	貳万四千元
衣服反物類		壹万七千元
書籍及紙類		四千元
酒類	貳百石	貳千円
蠟燭	千貫目	千四百円
石油	五百箱	千貳百円
茶	三百貫目	五百円
砂糖	三千五百貫目	壹万貳千円』
魚類	七百貫目	二千五百円』

【史料五】「秘進第貳号 民度区域取調書中脱漏之義ニ付上申」

(南會津郡長から福島縣知事宛の進達)、明治二十年十月十八日

(福島県歴史資料館所蔵、明治・大正期福島県庁文書…一〇五九、

「明治二十年七月、一種庶第ニ号、民度區畫調上申綴庶務課」所収)

秘進第貳号

民度区域取調書中脱漏之義ニ付上申

本月五日付秘進第壹号ヲ以テ民度区域取調上申書中、西部八学事ノ

部福島尋常師範学校へ入学生三名有之候處、脱漏致候ニ付、御書加

へ相成候様致度、此如上申候也。

明治二十年十月十八日

福島縣南會津郡長 長澤惟和 ㊟

福島縣知事 折田平内殿